

損害賠償額の決定について

医療事故に関する損害賠償額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第8条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 故 名 県立南部医療センター・こども医療センターにおいて、心臓カテーテル検査の際にガイドワイヤーで心筋及び心膜を穿孔したために患者が死亡した医療事故

2 当 事 者 損害賠償請求者

[REDACTED]

損害賠償支払者

那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

3 事故発生年月日 平成21年4月23日

4 事故発生場所 島尻郡南風原町字新川118番地の1

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

5 損 害 賠 償 額 3,000,000円

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定により議会

の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。